

同意行為目録

以下の行為(日用品の購入そのほか日常生活に関する行為を除く)

□A 元本の領収又は利用(第1項)

「元本の領収」:利息・家賃・地代等の法定果実を生む財産を受領すること

「元本の利用」:法定果実の取得を目的とする行為をすること

(例) □預貯金の払戻し

□弁済の受領

□金銭の利息付貸付け

□B 借財又は保証(第2項)

「借財」:消費貸借契約で金銭を借り受けること(これに準ずる債務負担行為を含む)

「保証」:一定の債務が不履行の場合に、その債務を主たる債務者に代わって履行すること(これに準ずる担保責任を負担する行為を含む)

(例) □金銭消費貸借契約の締結(貸付けについては「元本の利用」に当たる)

□債務保証契約の締結

□C 不動産そのほか重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為(第3項)

不動産そのほか重要な財産上の権利に係る行為全般。不動産の売買・抵当権設定、賃貸借契約・使用貸借契約の締結及び解除など。また、有償の雇用契約(労働契約)、委任契約、寄託契約、介護契約、施設入所契約及び保険契約も含む。

(例) □本人所有の不動産の売却

□本人所有の土地又は建物について抵当権を設定すること

□年金そのほかの社会保障給付の受領及びこれに関する諸手続

□贈与、寄附行為

□先物取引・証券取引のうち元本保証のない取引行為

□通信販売(インターネット取引を含む)及び訪問販売による契約の締結

□クレジット契約の締結

□福祉関係施設への入所契約

□D 訴訟行為(第4項)

□E 贈与、和解又は仲裁契約(第5項)

□F 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割(第6項)

□G 贈与若しくは遺贈の拒絶又は負担付の贈与若しくは遺贈の受諾(第7項)

□H 新築、改築、増築又は大修繕(第8項)

□I 第602条に定める期間を越える賃貸借(第9項)

以上